

# 安芸太田町立戸河内小学校 生徒指導規程

## 第1章 総則

この規程は、安芸太田町立戸河内小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

### 第1条 目的

この規程は、安芸太田町立戸河内小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関するここと

よりよい学校生活を送るために次のことを指導する。

### 第2条 服装などについて

普段の服装は上下とも制服を着用する。登下校では、帽子を着用する。

#### (1) 制服

- 制服の上着の下は、白のカッターシャツ、ブラウス、または、ポロシャツを着用する。
- シャツをズボンやスカートの中に入れる。ボタンを留める。
- 冬季の服装は次のようにする。（原則11月～2月）

制服の上着は着用し、その下に着るベストやセーターは、白・黒・紺を基調とする。

長ズボンの素材については自由とし、色は、白・黒・紺を基調とする。

#### (2) 靴下・靴

- 通学靴は、特に指定はないが、華美でなく体育の授業で使用できる運動靴とする。靴のかかとは踏まない。
- 校内シューズも、型やラインの指定はない。華美でなく体育の授業で使用できるものとする。校内シューズのかかとは踏まない。
- 靴下は、白・黒・紺を基調とし、デザインが華美でないもの（ワンポイントまで）とする。

#### (3) 体操服

- 指定の体操服（半袖シャツ・ハーフパンツ、長袖・長ズボンのジャージ）を着用する。  
ただし、転校やその他の事情ある場合、他の体操服を着用してもよい。

#### (4) 防寒着

- 冬期など寒い時期には、ウインドブレーカー・手袋・マフラー・ニット帽等を登下校時に着用してもよい。色の定めは特になし。
- 授業中または校舎内では着用しない。（体調等により許可があれば着用可。）

#### (5) カバン

- ・ ランドセルなど、教科書や体操服等の学習用具を入れるのに適したものを使用する。
- ・ ランドセルやカバンには、装飾類はつけない。(防犯上必要な物は除く)
- ・ ランドセルに熊鈴をつける。なくした場合は、それに合うものを用意してつける。

#### (6) 髮型

- ・ 学習の妨げとならない髪形とし、長い場合は結ぶ。髪留めやゴムなどは、装飾のないもので華美でなく安全なものにする。
- ・ 染色・脱色・ペーマ等はしない。

#### (7) その他

- ・ 化粧をしない。色つきのリップクリーム、マニキュア等、爪や身体への装飾をしたり、ネックレス・ブレスレット・ミサンガ等の装身具をつけたりしない。

### 第3条 健康で安全な生活について

- (1) 晴れた日の休憩時間は、元気よく外に出て遊ぶ。
  - ・ 講堂ではボール遊びはしない。フロア以外では遊ばない。
- (2) 廊下・階段では走らず、静かに右側を歩く。  
ホールやテラスでは走ったり遊んだりしない。
- (3) 学校内の施設設備を破損させた場合や発見した時は、職員室に届け出る。破損の理由によっては、実費弁償もある。

### 第4条 規則正しい生活について

- (1) 学校には、学習に必要なものだけを持ってくる。(スマートフォン等、ゲーム、お菓子、おもちゃ、シール、マンガなど必要でないものは持てこない。ただし、スマートフォン等は、保護者からの申し出の内容によっては許可する。)  
違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をする。
- (2) 学校に必要でない物は持てこない。
- (3) 持ち物には名前を書く。
- (4) 時間を守って行動する。
- (5) 教室移動や授業中の移動は、静かに並んで行う。
- (6) 給食準備時間は、配膳できるまで教室で静かに待つ。  
給食当番は、衛生面に注意して配膳を行う。(給食着と帽子・マスクの着用。)
- (7) 下駄箱には、かかとを手前にそろえて靴を入れる。(入船型で)
- (8) エレベーターの使用および特別教室や倉庫等への入室は、先生の許可を得る。
- (9) 職員室に入りする時は、学年、名前、どの先生に用事があるかを伝えてから入室する。

## 第5条 安全な登下校について

- (1) 交通ルールを守り、通学路を通って登下校する。ただし、バス通学の児童は、スクールバスを利用して登下校する。
- (2) 集合場所や集合時刻を守る。午前8時を目安に学校に着くようとする。
- (3) 忘れ物があっても、途中で取りに帰らない。
- (4) 遅刻および欠席の場合は、保護者が事前に通学班の人と学校に連絡する。
- (5) 保護者は、家庭の都合や通院等、事前にわかっている遅刻・早退の場合は、そのことを学校と通学班の人に連絡する。

## 第3章 校外での生活や家庭学習に関すること

校外生活の心得や家庭学習のきまりについては、保護者との共通認識のもとで次のことを指導する。

## 第6条 校外の生活

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時間を家族に伝えておく。
- (2) 帰宅時刻を守る。午後5時までには家に帰る。（夏休みは、午後6時）
- (3) 校区外に出るときは、保護者同伴とする。また、山や川、夜間の外出など、危険が伴う場所への出入りも保護者同伴とする。
- (4) 児童だけで外泊しない。
- (5) 友達の家に遊びに行くときには、挨拶などマナーを守り、大人の人が留守の家では子どもだけで遊ばない。
- (6) 金銭やゲームの貸し借り・おごり合い・かけごとなどはしない。
- (7) 自転車に乗るときはヘルメットを着用し、交通ルールを守って乗る。
- (8) パソコン・スマートフォンなどの情報通信機器の使用については、家庭でのルールづくりや、フィルタリングの設定など、保護者と相談し、トラブルの未然防止に努める。

## 第7条 家庭学習のきまり

- (1) 家庭学習の時間は次の時間を目安とする。

・ 低学年…30分程度	・ 中学年…45分以上	・ 高学年…60分以上
-------------	-------------	-------------
- (2) 筆箱の中身をきちんと揃えておく。
  - ・ 鉛筆5本、赤鉛筆（高学年は赤・青ボールペン、マーカー1本）、消しゴム、ものさし、コンパス、名前ペン、三角定規、分度器等、学年に応じたものを揃える。必要なもの以外は持ってこない。
- (3) 時間割を確認し、忘れ物がないように必要なものを準備する。

## 第4章 特別な指導に関すること

### 第8条 問題行動への特別な指導

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 問題行動とは、次のような行為をさす。

- ・ 法令・法規に反する行為（万引き、威圧・強要行為、建造物・器物損壊、飲酒、喫煙、その他）
- ・ 本校のきまりなどに従わない行為（いじめ・暴言・暴力・指導無視、授業妨害等、その他学校が指導を必要とすると判断した行為）

(2) 特別な指導では、説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じた指導を行う。

- ・ 必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導にはいる。
- ・ 特別な指導は、別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが、保護者連絡を行う。
- ・ 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録をとる。
- ・ 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。

### 付則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

平成27年4月1日一部修正。

平成28年4月1日一部修正。

平成29年4月1日一部修正。

平成30年4月1日一部修正

平成31年4月1日一部修正

令和2年4月1日一部修正

令和3年4月1日一部修正

令和4年2月1日一部修正

令和5年4月1日一部修正